

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年9月28日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F 南森町6F

担当：占部 七海

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

マイナポイント制度の開始

令和2年9月1日から「マイナポイント」がスタートしました。マイナポイントはマイナンバーカードや電子決済の普及に向けた取り組みの1つです。マイナンバーカード交付率は令和2年9月1日時点で19.4%（全国）と低く、また、電子決済に関しても政府のポイント還元制度（令和2年6月30日終了）で一定割合増加したものの依然として現金決済が多い状況のようです。今回は、マイナポイント制度の概要についてご紹介致します。

1. マイナポイントとは

マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービス（※1）のチャージや買い物に応じて、そのサービスで、利用金額の25%（1人当たり最大5,000円分）のポイントが付与される制度です。ポイント付与の対象となる期間は9月から来年3月までの7ヶ月間と期間に制限があり、登録から利用までいくつかの準備が必要となります。（※1）QRコード決済（〇〇Pay）や電子マネー（交通系のICカード等）、クレジットカード等。

2. マイナポイント取得の準備

マイナポイントの付与を受けるためには以下3つの手順にそって準備をする必要があります。

（1）マイナンバーカードの取得

マイナンバーを示すものには紙製の「通知カード」もありますが、それとは異なり、申請してプラスチック製カードを取得する必要があります。手続きは通知カードと一緒に送られてきた交付申請書、顔写真等を用意し、郵送やウェブサイト、対応の証明用写真機からできますが、申請から取得まで1ヶ月以上かかることが多いようですので、早めに申請をしておく必要があります。

（2）マイナポイントの予約

以下の3つの方法・場所で「マイキーID」という専用のIDを発行し、マイナポイントの予約を行います。

- ①スマホの場合：「マイナポイント」アプリからマイナンバーカードを読み取り、4桁のパスワードを入力。
 - ②パソコンの場合：ICカードリーダーを使ってマイナンバーカードを読み取り、4桁のパスワードを入力。
 - ③マイナポイント受付スポット※2（市区町村等の窓口）の場合：マイナンバーカードと4桁のパスワードを持参。
- 上記の「4桁のパスワード」は、マイナンバーカード申請時又は受取時にご自身で設定をしたパスワードのことです。

（3）マイナポイントの申込（＝キャッシュレス決済サービスの選択）

対象のクレジットカードや電子マネー、QRコードなどのキャッシュレス決済サービス（※2）から、いずれか1つを選択します。なお、申し込み後に決済サービスの変更をすることはできませんので、登録する決済サービスは普段からよく使うものを選ぶのが無難といえます。また、決済サービスの中には最大5,000円分のマイナポイントに対して、自社ポイントを上乗せするといったキャンペーンを実施しているものや、付与方法、付与時期、ポイント有効期限にも違いがあるため、どれが一番お得で使いやすいかといった精査が必要です。

（※2）「マイナポイント受付スポット」「対象決済サービス」はマイナポイント事業ホームページでご確認いただけます。

3. マイナポイント制度の対象者

上記のように、マイナンバーカードを保有していれば新生児や未成年もマイナポイントを受け取れます。15歳未満の未成年者については、法定代理人（父・母などの親権者等）がマイナポイントの予約・申込手続きを行うことができ、未成年者のマイナポイントについては、法定代理人名義のキャッシュレス決済サービスで申し込むことができます。ただし、同じキャッシュレス決済サービスに同一名義でマイナポイントを申し込むことはできないため、それぞれ異なるキャッシュレス決済サービスを選択する必要があります。

4. マイナポイントの使用

付与されたマイナポイントは選択したキャッシュレス決済サービスに対応しているお店で使用できます。マイナポイントは新しいポイント制度や決済手段ではなく、現在のキャッシュレス決済サービスを活用したもので、一度登録してしまえば、買い物の時にマイナンバーカードを持ち歩く必要もなく、いつも通りキャッシュレス払いができます。

5. まとめ

マイナンバーカードに関しては、今後、健康保険証としての利用（令和3年3月予定）の他、マイナポータルで薬剤・医療費情報の閲覧（令和3年10月予定）、確定申告における医療費控除手続きの自動入力（令和3年分申告予定）等、利用範囲の拡大が予定されており、カード取得による利便性の向上が期待されます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナポイント制度が利用できるこの時期に、カードを取得されることをお勧め致します。